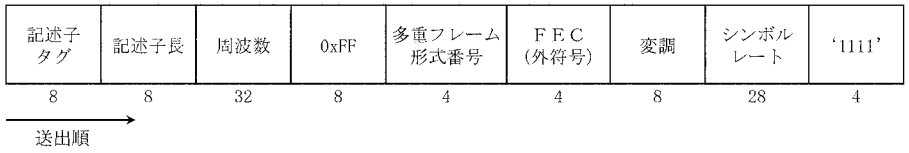
自主放送を行う場合又はくシドエンドにおいて伝送制御信号の変更を行う場合に、伝送制御信号により伝送される記述子の構成は、別表に示すとおりとする。

別表　記述子の構成

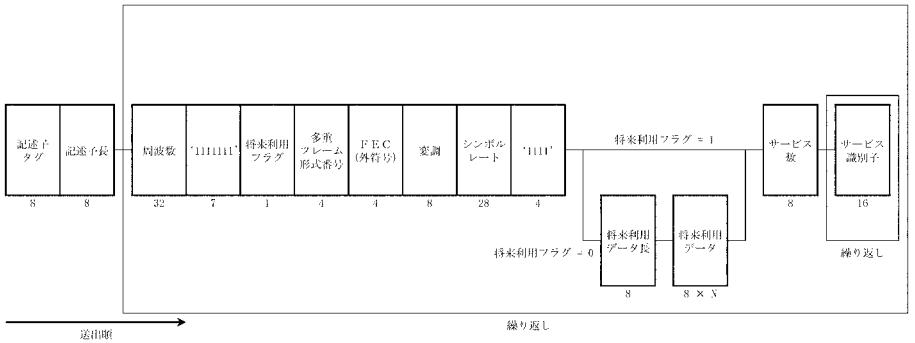
| 記　　述　　子 | 構　　成 |
|---|---|
| 有線分配システム記述子 | 別記第１のとおり |
| 有線ＴＳ分割システム記述子 | 別記第２のとおり |

**別記第１**　有線分配システム記述子の構成




注１　単位の指定のない数字は、その領域のビット数を示す。以下同じ。
２　「0x」に続く数字を16進数とする。以下同じ。
３　‘　’で囲まれた数字は２進数とする。以下同じ。
４　記述子タグの値は、有線分配システム記述子を示す0x44とする。
５　記述子長は、これより後に続くデータバイト数を書き込む領域とする。
６　周波数は、周波数（MHz）を書き込む領域で、その値は、４ビットＢＣＤコード８桁とし、５桁以降が小数点以下を示す。
７　多重フレーム形式番号は、有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（平成23年総務省令第95号）第11条第３項第３号の多重フレームを識別するために使用する領域で、0x1が多重フレームを用いる場合、0xFが多重フレームを用いない場合を示す。
８　ＦＥＣは、誤り訂正外符号の方式を識別するために使用する領域で、‘0001’ が外符号なし、‘0010’がリードソロモン（204，188）を示す。
９　変調は、変調方式の種類を識別するのに使用する領域で、0x03が六四値直交振幅変調方式、0x05が二五六値直交振幅変調方式を示す。
10　シンボルレートは、シンボルレート（MSymbol／s）を書き込む領域で、４ビットＢＣＤコード７桁とし、４桁以降が小数点以下を示す。
11　本記述子は、ＮＩＴの記述子２の領域で伝送するものとする。ただし、デジタル放送信号等の１個のＴＳを複数の搬送波を用いて分割伝送する場合には、使用しないものとする。

**別記第２**　有線ＴＳ分割システム記述子の構成




注１　単位の指定のない数字は、その領域のビット数を示す。以下同じ。
２　「0x」に続く数字を16進数とする。以下同じ。
３　‘　’で囲まれた数字は２進数とする。以下同じ。
４　記述子タグの値は、有線ＴＳ分配システム記述子を示す0xF9とする。
５　記述子長は、これより後に続くデータバイト数を書き込む領域とする。
６　周波数は、周波数（MHz）を書き込む領域で、その値は、４ビットＢＣＤコード８桁とし、５桁以降が小数点以下を示す。
７　将来利用フラグは、将来利用データ領域の有無について識別するために使用する領域で、‘０’が将来利用データの領域がある場合、‘１’が将来利用データの領域がない場合を示す。
８　多重フレーム形式番号は、有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令第11条第３項第３号の多重フレームを識別するために使用する領域で、0x1が多重フレームを用いる場合、0xFが多重フレームを用いない場合を示す。
９　ＦＥＣは、誤り訂正外符号の方式を識別するために使用する領域で、‘0001’が外符号なし、‘0010’がリードソロモン（204，188）を示す。
10　変調は、変調方式の種類を識別するのに使用する領域で、0x03が六四値直交振幅変調方式、0x05が二五六値直交振幅変調方式を示す。
11　シンボルレートは、シンボルレート（MSymbol／s）を書き込む領域で、４ビットＢＣＤコード７桁とし、４桁以降が小数点以下を示す。
12　将来利用データ長は、後続の将来利用データ領域のデータバイト数を書き込む領域とする。
13　将来利用データは、将来利用データを書き込む領域とする。
14　サービス数は、後続のサービス識別の個数を書き込む領域とする。
15　サービス識別子は、周波数領域で示す周波数で伝送される放送番組番号を識別するのに使用する領域とする。
16　本記述子は、デジタル放送信号等の１個のＴＳを複数の搬送波を用いて分割伝送する場合にのみ使用するものとし、ＮＩＴの記述子２の領域で伝送するものとする。

**○総務省告示第四百三十五号**

有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（平成二十三年総務省令第九十五号）第十二条第二項、第十六条第二項、第二十条第二項及び第二十二条第二項の規定に基づき、総務大臣が別に告示する搬送波のレベルと雑音のレベルとの差の算出方法を次のように定め、平成二十三年六月三十日から施行する。

なお、平成十九年総務省告示第四百三十五号（有線テレビジョン放送における搬送波のレベルと雑音のレベルとの差の算出方法を定める件）は、平成二十三年六月二十九日限り廃止する。

平成二十三年六月二十九日　　総務大臣　片山　善博

一　光強度変調方式を用いた場合の搬送波のレベル（有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（平成二十三年総務省令第95号）第二十二条第二項については、映像信号搬送波のレベルとする。以下同じ。）と雑音のレベルとの差は、次の式により算出し、その結果を搬送波のレベルを減数として表す値に換算するものとする。

$$C/N=10\log_{10}\left(\frac{1}{B_N}\cdot\frac{\frac{1}{2}\cdot(m\cdot R\cdot P_r)^2}{RIN\,(R\cdot P_r)^2+2\cdot e\cdot(I_{d0}+R\cdot P_r)+I_{eq}{}^2}\right)\quad[\mathrm{dB}]$$